

水上オートバイ等は 航行マナーを守りましょう!



水上オートバイ、モーターボート等の動力船は、
以下のエリアでの安全な航行等をお願いします!

■「マップ」(裏面)に 次のエリアを表示しています■

遵守事項

徐行エリア

⇒ 天橋立周辺の沿岸100m以内
8km/h以下(波立たない程度)で航行

※遊泳者等がいる場合は接近しないか 更に減速

【安全航行】 暴走、波立、他船への接近、航路妨害等の行為はしない

【騒音防止】 ふかし音、音楽を鳴らしながらの航行、大声で騒ぐなどの
の周囲への迷惑行為はしない

航行自粛エリア

⇒ 水上オートバイは、
「文珠水道」を航行しない!

着岸・停留・錨泊 しないエリア

⇒ 天橋立付近では、着岸・停留・錨泊 及び マリン
レジャー機材(水上オートバイ等)の上げ下ろしはしない

(ただし、漁業、護岸・環境保全作業、安全対策に従事する船舶 及び
許可を得た棧橋を使用する船舶は除く)

着岸できるエリア

着岸できる期間
(4月29日~9月末)

⇒ マップ(裏面)で指定した場所に限る
(バーベキューやテントの設営はしないこと)

※マリン事業者から出航される方は、天橋立エリアのルールを遵守する証として
「リストバンド」を装着する取組を実施しています!

参考 (京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例 第13条 抜粋)

・プレジャーボートの付近に遊泳者等がいる場合又は漁業上の施設、工事現場等がある場合は、減速すること及びこれらに
接近しない等の安全な方法で操縦すること

私たちは、日本三景「天橋立」を訪れた皆さん、地域の皆さんに
「安心、安全で快適に過ごしていただきたい」と考えています。

海面利用のルールを守って 誰もが安心、安全で快適に楽しめる
天橋立になりますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

天橋立海面利用安全対策協議会

天橋立観光協会・天橋立府中観光会・天橋立文珠繁栄会・文珠自治会・宮津市府中地区連合自治会・京都府漁業協同組合
宮津支所・丹後海陸交通(株)・宮津商工会議所・マリン事業者

(事務局) 宮津市産業経済部商工観光課(0772-45-1625)・京都府丹後広域振興局地域連携・振興部総務防災課(0772-62-4301)

